

定款付属
理事会規則

第1章 総則	第4章 理事会の開催方法	第18条(関係者の出席)
第1条(目的)	第9条(理事会の開催方法)	第19条(議事録)
第2章 理事会の権限	第10条(招集及び招集権者)	第20条(議事録の配布)
第2条(権限)	第11条(招集の通知)	第6章 事務局
第3条(決議事項)	第5章 理事会の議事	第21条(事務局)
第4条(理事の取引の承認)	第12条(議長)	附則
第5条(責任の免除)	第13条(議決権の制限)	附則
第6条(報告事項)	第14条(決議の方法)	改定：2011年9月26日
第3章 理事会の構成等	第15条(メール理事会の議事の方法)	施行日：2011年10月1日
第7条(理事会の構成)	第16条(報告の省略)	
第8条(理事会の種類)	第17条(監事の出席)	

定款付属
理事会規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本音響家協会（以下、協会という）の定款（以下、定款という）第45条の定めにより理事会に関する必要な事項を規定し、適法で円滑な運営を図ることを目的とする。

第2章 理事会の権限

(権限)

第2条 理事会は、本協会の業務の執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに代表理事並びに執行理事の選定及び解職を行う。

2 理事会は、前項の業務の執行を決定する権限のうち、支部の業務の執行を決定する権限を運営委員会に委任するとともに運営委員会の職務の執行を監督する。

(決議事項)

第3条 理事会が協会の業務の執行について決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令及び定款に定める事項

- イ 本協会の業務の執行の決定
- ロ 代表理事及び執行理事の選定及び解職
- ハ 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項及び議決権の行使に関する事項の決定
- ニ 事業計画書及び収支予算書等の承認
- ホ 事業報告書及び決算報告書等の承認
- ヘ 重要な財産の処分及び譲り受け
- ト 多額の借入れ
- チ 規則等の制定及び改廃
- リ 会員の入退会及び除籍並びに復籍に関する取扱いの決定
- ヌ 専門委員会等業務を執行する組織の設置並びに変更及び廃止
- ル 従たる事務所の設置並びに変更及び廃止
- ヲ 理事の取引の承認
- ワ 理事の責任の免除
- カ その他法令並びに定款の定める事項

(2) その他重要な業務執行に関する事項

- イ 重要な事業外の契約及び解除並びに変更
- ロ 重要な事業外の争訟の処理
- ハ その他理事会が必要と認める事項

(理事の取引の承認)

第4条 理事が定款第34条に規定する取引をしようとするときは、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容

- (3) 取引の相手方及び金額及び時期並びに場所
 - (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- 2 前項により承認を受けた取引について前項に掲げた事項について変更するときは、事前に理事会の承認を得るものとする。

(責任の免除)

- 第5条 理事会は、定款第35条に基づき、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（この条において法という）第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合にあっては、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 前項の規定に基づき、理事の責任免除に関する議題を理事会に提出する場合は、各監事の同意を得なければならない。
 - 3 第1項の規定により、理事の責任を免除する旨の決議を行ったときは、会長は会員に対し遅滞なく法第113条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には、40日以内に異議を述べる旨を通知するものとする。
 - 4 前項の責任を負う役員等を除く総会員の10分の1以上が、40日以内に異議を述べたときは、理事会は第1項による免除を行うことができない。

(報告事項)

- 第6条 代表理事及び執行理事は、定款第31条第2項により毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
- 2 監事は、定款第32条第3号により理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。
 - 3 理事が定款第34条第1項に規定する取引をしたときは、同条第2項によりその取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
 - 4 会長は、会員の入会の承認及び退会があったときは、速やかに理事会並びに入退会者が所属する支部の運営委員会に報告しなければならない。
 - 5 理事会は支部長に対し、定款施行細則第13条第1項並びに第3項に定める報告事項を、事後遅滞なく報告させるものとする。

第3章 理事会の構成等

(理事会の構成)

- 第7条 理事会は全ての理事で構成する。

(理事会の種類)

- 第8条 理事会は、定時理事会と臨時理事会の2種とする。
- 2 定時理事会は、毎事業年度の9月及び3月に開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の一に該当するときに開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会長以外の理事が会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により会長に招集の請求をしたとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会の招集が發せられないときに、当該理事が招集したとき
 - (4) 定款第38条第3項第4号の監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき
 - (5) 社員総会において理事全員を改選したとき
 - 4 理事全員の改選後、代表理事並びに執行理事を選定するために最初に開催する臨時理事会を特別理事会という。

第4章 理事会の開催方法

(理事会の開催方法)

- 第9条 理事会の開催は、次の何れかの方法によるものとする。
- (1) 理事が会合し在席して開催する。
 - (2) 前号にかかわらず、理事会が決議すべき緊急事項が生じたとき又はやむを得ない事由により会合が困難なとき、若しくは特に協議を要しない定型的な承認事項等を決議するときは、電磁的方法によるメール理事会を開催することができる。

(招集及び招集権者)

- 第10条 理事会は会長が招集する。但し、第8条第3項第2号及び第4号後段により理事又は監事が召集する場合を除く。
- 2 会長は、第8条第3項第2号の請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
 - 3 前項の招集が發せられないときは、招集を請求した理事又は監事が招集者として招集する。
 - 4 メール理事会は、各理事が招集する。

5 特別理事会は、各理事が招集する。

(招集の通知)

第11条 理事会を招集するときは、招集者が日時及び場所並びに会議の目的及び議題を記載した書面又は電磁的方法により開催日の3日前迄にできるだけ余裕を持ってすべての理事並びに監事に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の通知を省略することができる。

3 メール理事会を招集するときは、招集者が会議の目的及び開催時期並びに決議すべき事項を記載した議案書を、電磁的方法によりすべての理事並びに監事に送信することを以って通知したものとする。

4 特別理事会を社員総会の開催中若しくは終了直後に開催するときは、招集の通知を省略することができる。ただし理事総数の過半数が在席するときに限る。

第5章 理事会の議事

(議長)

第12条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 メール理事会の議長は、招集した理事がこれに当たる。

3 特別理事会の議長は、在席する理事の互選により選定する。

(議決権の制限)

第13条 議長は、理事として議決に加わることができない。

2 理事会の議決において、決議すべき事項に特別の利害関係を有する理事はその議決に加わることができない。

(決議の方法)

第14条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席しその過半数を以って議決し、可否同数のときは議長がこれを裁決する。

2 メール理事会の決議は、定款第42条の決議の省略の規定により、理事が提案した議案について議決に加わることができる理事全員が電磁的方法により同意する意思を示したときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとする。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りでない。

(メール理事会の議事の方法)

第15条 メール理事会の議事の方法は次の通りとする。

(1) 審議の方法は、電子メールの送受信による電磁的方法とする。

(2) 電子メールを発信並びに返信するときは、すべての理事及び監事に電子メールソフトの同報送信機能を使用して送信し、審議の内容および経過を理事並びに監事の全員が共有するものとする。

(3) 議長は、各理事及び監事に速やかな表決を促し、短期間に円滑な審議が行われるよう効率的な議事進行に努めなければならない。

(報告の省略)

第16条 定款第43条の報告の省略の規定により理事又は監事が、理事会に報告すべき事項を書面又は電磁的記録によりすべての理事及び監事に通知したときは、理事会に報告があったものとする。ただし、定款第31条第2項(本規則第6条第1項)に定める代表理事及び執行理事の自己の職務の執行の状況の報告には適用しない。

(監事の出席)

第17条 監事は、理事会に出席し必要な意見を述べなければならない。ただし、議決権はない。

(関係者の出席)

第18条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者に出席を求め、その事情及び意見を聴取することができる。

(議事録)

第19条 理事会の議事については、定款及び法令の定めるところにより書面又は電磁的記録による議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに記名押印し、主たる事務所に保存する。

(議事録の配布)

第20条 議長は、欠席した理事及び監事に対し、議事録の写し及び資料等を配布して、議事の経過とその結果を遅滞なく報告するものとする。

2 議長は、前条の議事録の抄本を作成し、議事の経過とその結果の概要を協会の公式ウェブサイトに掲載し、会員並びに公衆に情報を公開するものとする。

(事務局)

第21条 理事会の事務局は事務局長が当たる。ただし、理事会の決議により別に定めることができる。

附 則

(改廃)

1 この規則は、理事会の決議により改訂又は廃止できる。

(施行日)

2 この規則は、2011年10月1日から施行する

<資料>

<第19条（理事会の議事録） 別表>

理事会の議事録掲載事項

- <1> 通常の理事会（理事が会合し在席する理事会）
 - 1 理事会が開催された日時及び場所
 - 2 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - (1) 定款第38条第3項2号の規定による会長以外の理事の請求を受けて、会長が招集したもの
 - (2) 定款第38条第3項3号の規定による会長以外の理事が招集したもの
 - (3) 定款第38条第3項4号の規定による監事の請求を受けて、会長が招集したもの
 - (4) 定款第38条第3項4号後段の規定による監事が招集したもの
 - 3 理事会の議事の経過の要領及びその結果
 - 4 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
 - 5 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、当該意見又は発言の内容の概要
 - (1) 定款第34条第2項の規定による理事の報告（理事が理事会の承認を得て行った取引の報告）
 - (2) 定款第32条第1項第3号の規定による監事の報告（理事の不正不法行為等の報告）
 - (3) 定款第32条第1項第5号の規定による監事の意見（監事が必要と認めて述べた意見）
 - (4) 理事会規則第18条の規定による関係者が述べた意見
 - 6 議長の氏名
 - 7 理事会規則第18条により出席した関係者の氏名
 - 8 定款第44条の規定により出席した理事及び監事の氏名並びに記名押印
 - 9 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- <2> メール理事会
 - 1 理事会の決議があったと見做す事項の内容の詳細
 - 2 メール理事会を発議し召集した理事の氏名
 - 3 理事会の決議があったと見做した日
 - 4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- <3> 定款第43条第1項の理事会に報告を省略したとき
 - 1 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - 2 理事会への報告を要しないものとされた日
 - 3 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(文書番号)

第〇〇回理事会議事録

一般社団法人日本音響家協会は2000年〇〇月〇〇日、〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分、〇〇〇〇会館〇〇会議室に於いて第〇〇回理事会を開催した。

定刻になり、会長〇〇〇〇〇が議長席に着き、開会を宣して次の通り定足数に足る理事及び監事の出席があったので、本理事会は適法に成立した旨を告げた。

理事の総数	〇〇名
監事の総数	〇〇名
本日出席の理事	〇〇名
本日出席の監事	〇〇名
(出席した関係者	〇〇名)

議長は、議案書を提示して以下の各議案を付議し、審議に入った。

第1号議案 〇〇〇〇〇〇 の件

(A) 全員一致のとき

議長が質疑を促して審議した後、出席理事に承認を求めたところ、全員一致を以って可決承認した。

(B) 修正案を否決して原案通り可決したとき

議長が質疑を促したところ、〇〇〇〇理事より「〇〇〇〇〇〇を〇〇〇〇〇〇」とする修正案が提出されたので理事全員で協議し修正案を裁決した結果、修正案を可とするもの〇〇名、否とするもの〇〇名で否決した。改めて本案の承認を求めたところ、多数決により原案通り可決し承認した。

(C) 修正案を可決して原案を修正して可決したとき

議長が質疑を促したところ、〇〇〇〇理事より「〇〇〇〇〇〇を〇〇〇〇〇〇」とする修正案が提出されたので理事全員で協議し修正案を裁決した結果、修正案を可とするもの〇〇名、否とするもの〇〇名で可決した。改めて本案の承認を求めたところ、多数決により原案を修正して可決し承認した。

(D) 否決したとき

議長が質疑を促して審議した後、出席理事に承認を求めたところ、本案を可とする者〇〇名、否とする者〇〇名で否決した。

第2号議案 〇〇〇〇〇〇 の件

以下、同様・・・

以上を以って本日の議事が終了したので、議長は〇〇時〇〇分閉会を宣し、理事会を終了した。

以上の決議を明確にするため本議事録を作成し、議長並びに出席理事及び監事が全員次に記名押印する。

2000年〇〇月〇〇日

一般社団法人日本音響家協会

議長(会長)	〇〇〇〇〇	印
理事	〇〇〇〇〇	印

～

理事	〇〇〇〇〇	印
監事	〇〇〇〇〇	印
議事録作成担当理事	〇〇〇〇〇	印

(文書番号)

第〇〇回理事会議事録

一般社団法人日本音響家協会は2000年〇〇月〇〇日～2000年〇〇月〇〇日、電磁的方法並びに電磁的記録により第〇〇回理事会を開催した。

理事の総数 〇〇名
監事の総数 〇〇名
今回の理事の議決権数 〇〇名

2000年〇〇月〇〇日、〇〇〇〇(役職名) 〇〇〇〇(招集権者名)は、理事並びに監事の全員に対し以下の議案について議案書を電磁的記録で作成して、電子メールにより(決議に加わることができない〇〇〇〇理事を除く)すべての理事並びに監事へ送信し、承認を求めるメール理事会を招集した。

第1号議案 〇〇〇〇〇〇 の件

- (A) 期間中に、何れの理事からも異議を申し立てる表決はなかった。
- (B) 期間中に、〇〇〇〇理事(並びに〇〇〇〇理事)から同意できない旨の意思表示があった。

第2号議案 〇〇〇〇〇〇 の件

以下、同様・・・

- (A) 以上の結果、すべての議案について全員が同意したので、2000年〇〇月〇〇日に各議案を承認可決する理事会の決議があったものとする。
- (B) 以上の結果、第〇号議案(及び第〇号議案乃至第〇号議案)を除き、各議案について(決議に加わることができる)すべての理事が同意する旨を表したので、2000年〇〇月〇〇日に承認可決する理事会の決議があったものとする。

以上の決議を明確にするため(本議事録作成者の氏名)が本議事録を作成し、記名押印する。

2000年〇〇月〇〇日

本議事録作成者
理 事 〇〇〇〇 印

<報告事項の議事録>

文書番号

報告事項に関する議事録

〇〇〇〇（報告すべき事項の通知者の氏名）理事が、下記の通りすべての理事並びに監事に報告したので、理事会に報告があったものとする。

記

1、報告すべき事項

〇〇〇〇〇〇〇〇

2、すべての理事に通知した方法

A 1項の報告すべき事項を記載した報告書を電磁的記録で作成し、2000年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分に電磁的方法によりすべての理事に配信し、すべての理事の受信した旨の返信を確認して通知した。

B 1項の報告すべき事項を記載した報告書を書面にし、2000年〇〇月〇〇日、に郵送した。

3、報告があったと見做す日

2000年〇〇月〇〇日（すべての理事及び監事からの受領した旨を確認した日）

以上

以上の報告を明確にするため本議事録を作成し、次に記名押印する。

2000年〇〇月〇〇日

議事録作成者名 〇〇〇〇〇 印